

産科医療補償制度の周知について

公益財団法人日本医療機能評価機構

事務連絡
令和3年2月17日

都道府県
各〔保健所設置市〕
〔特別区〕

周産期医療担当課
〔母子保健担当課〕
〔障害福祉担当課〕

御中

厚生労働省医政局総務課
医療安全推進室

2022年1月 産科医療補償制度の改定に伴う周知について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度につきましては、2009年1月から、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的として公益財団法人日本医療機能評価機構において運営され、2015年に制度改定が行われております。

今般、別紙のとおり、本制度の補償対象基準や掛金等について見直しが行われ、2022年1月以降に出生した児より適用されることとなります。今回の改定を知らないまま補償申請期限である満5歳の誕生日を過ぎたために、補償対象と考えられる児が補償を受けられない事態が生じないよう、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、下記の点をご留意の上、広く御周知願います。

なお、関係団体に対しましても、同趣旨の依頼を発出済みですので念のため申し添えます。

出産育児一時金の取扱いについては、2020年12月23日に開催された厚生労働省の第138回社会保障審議会医療保険部会において、見直しの議論が行われ、本制度の掛金対象分娩の場合の総支給額を42万円（40.8万円＋加算額（1.2万円））に維持することが了承されました。

今後この内容を踏まえ、厚生労働省保険局において政令等の改正、通知の発出等の対応が行われる見込みです。

記

1. 2022年1月 産科医療補償制度改定の概要について（詳細は別紙「2022年1月 産科医療補償制度改定の概要」を参照）

産科医療補償制度の補償対象範囲は、「補償対象基準」「除外基準」「重症度基準」の全てを満たす場合、補償対象となります。2022年1月以降に出生した児より、「補償対象基準」については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」が基準となります。

また、1分娩あたりの掛金は1.2万円となります。

2. 周知の具体的な方法について

①都道府県周産期医療担当課（産科医療補償制度については、都道府県によっては子育て支援担当課等で対応いただいている場合もあります。）

管下分娩機関等へご周知いただくとともに、都道府県ホームページ等に本制度の概要を既に掲載いただいている場合には、今回の改定内容の更新をお願いいたします。

また、貴管下の市（保健所設置市ではない市）町村に対し、下記②～

③の対応について協力依頼をいただけますようお願いいたします。

②市区町村の母子保健担当課

妊産婦が訪れる機会の多い場所（医療機関、分娩機関、母子手帳交付窓口など）において別添1のポスターを掲示いただくようお願いいたします。また、母子手帳を交付する際に別添2のチラシを併せて手交いただけるようお願いいたします。その他、ホームページ等の活用等による周知をお願いいたします。

③市区町村の障害福祉担当課

脳性麻痺児とその家族が訪れる機会の多い場所（医療機関、障害福祉窓口など）において別添3のポスターを掲示いただくようお願いいたします。また、希望者に配付する障害福祉のしおりや手引き、自治体ホームページの障害福祉のコーナー等に本制度概要を掲載いただくとともに、別添4のチラシを障害福祉相談窓口等において、必要に応じて配布いただけるようお願いいたします。

3. 問い合わせ先

不明な点は次のお問合せ先までご連絡ください。ポスター・チラシ等配布資料につきましても、随時無料にてお送りしております。

以上

[お問合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター（日本医療機能評価機構）

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）>

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 電話：03-5253-1111

室長補佐 田川（内線4105） 主査 勝又（内線2579）

2022年1月 産科医療補償制度 改定の概要

- 産科医療補償制度の補償対象範囲は、「補償対象基準」「除外基準」「重症度基準」のすべてを満たす場合、補償対象となります。2022年1月以降に出生した児より、「補償対象基準」については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」が基準となります。また、1分娩あたりの掛金は1.2万円となります。

補償対象範囲

以下の3つの基準をすべて満たす場合、補償対象となります。

3つの基準	現行	改定後
	2015年から2021年までに出生した児	2022年以降に出生した児
補償対象基準	<p>(出生体重)</p> <p>1,400g</p> <p>28週 32週 (在胎週数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般審査 出生体重が1,400g以上であり、かつ、在胎週数が32週以上であること ●個別審査 ・在胎週数が28週以上であること ・所定の低酸素状況の要件を満たすこと 	<p>(出生体重に関わらない)</p> <p>1,400g</p> <p>28週 (在胎週数)</p> <p>補償対象基準 (個別審査を廃止し、一般審査に統合)</p> <p>① 在胎週数が28週以上であること</p>
除外基準	② 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること	
重症度基準	③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺であること	

適用時期

2022年1月以降の分娩より適用

掛金^(※1)

1.2万円／1分娩(胎児)

(※1) 本来必要となる掛金の額は、1分娩あたり22,000円となりますが、本制度の剰余金から1分娩あたり10,000円が充当されることから、分娩機関から支払われる1分娩あたりの掛金は12,000円となります。

補償金^(※2)

総額3,000万円

(※2) 現行の総額3,000万円(準備一時金600万円、補償分割金120万円(20回給付))から変更はありません。



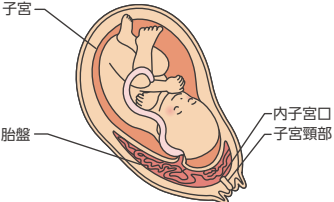
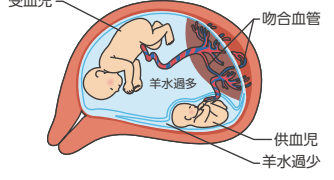

ご注意ください

2015年から2021年までに出生した児については、補償申請を行う時期が2022年1月以降であっても現行の補償対象基準が適用されます。

これまでの補償対象基準の課題

- 産科医療補償制度では、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺を補償対象としています。
- 制度創設時、在胎週数 28 週から 32 週は、脳性麻痺の発生率が高いことから、分娩とは無関係な「未熟性による脳性麻痺」が多いと考えられ、個別審査を設けて、低酸素状況がある場合にのみ補償対象とされました。
- しかし、2009 年から 2014 年までに生まれた児の状況を分析したところ、個別審査で補償対象外とされた児の約 99% で、「分娩に関連する事象」または「帝王切開」が認められ、医学的には「分娩に関連して発症した脳性麻痺」と考えられました。
- これらは、胎児心拍数モニター等で感知できる範囲に限界があること、および個別審査は一定の低酸素状況を基準としているので、低酸素状況以外の状態で分娩に関連して発症した脳性麻痺は補償対象外となることが主な理由と考えられました。
- 28 週以上の早産児については、最近では脳性麻痺の発生率の減少が見られるように、近年の周産期医療の進歩により、医学的には「未熟性による脳性麻痺」ではなくなっています。
また、実際の医療現場においては、成熟児と同じような医療が行われています。

参考:分娩に関連する事象が発生し、補償対象となった事例と同じような経過をたどり脳性麻痺を発症したにもかかわらず、個別審査の低酸素状況になかったため補償対象外となった具体例

分娩に関連する事象	事象解説	低酸素状況を示さない主な原因
<p>前置胎盤からの出血</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●胎盤が正常より低い位置(膈に近い側)に付着しているために胎盤が子宮の出口(内子宮口)の一部/全部を覆っている状態を「前置胎盤」という。 ●胎盤から突然大量出血を引き起こすことがあり、リスクが高い状態である。 ●胎児の脳に十分な血液(酸素)が届かないことで脳の組織が破壊されると脳性麻痺を発症する。 	<p>出生前に大量出血が生じた場合、胎児心拍数モニターを装着できなかったり、臍帯動脈血のpH値が変化する前に緊急で児を娩出することが多いため、所定の低酸素要件が満たされないことがある。</p>
<p>一絨毛膜性双胎 双胎間輸血症候群(TTTS)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●双子の胎児が胎盤を共有している状態(一絨毛膜性双胎)の場合、二人の血管が胎盤でつながっているため、それぞれの胎児に送られる血液量のバランスが崩れ、胎児の脳に十分な血液(酸素)が届かないことで脳の組織が破壊されると脳性麻痺を発症する。(双胎間輸血症候群) 	<p>血液中の酸素が十分であっても流れ込む血液の量が不足すれば脳性麻痺を発症するが、その場合、胎児心拍数モニターや臍帯動脈血のpH値には反映しないことがある。</p>
<p>脳室周囲白質軟化症(PVL)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●血液がうまく行き届かないこと等により、胎児の脳室のまわりの組織の一部が破壊され空洞化になっている状態を「脳室周囲白質軟化症」という。 ●軽度の脳虚血(脳の血液が足りない状態)が主な原因と考えられており、発生時期や原因の特定が困難な症状である。 	<p>低酸素や虚血(脳の血液が足りない状態)が生じたものの、出産時にはそれが回復した場合等、脳性麻痺を引き起こす事象が分娩直前よりも前に生じた時は、胎児心拍数モニターや臍帯動脈血pH値には反映しないことがある。</p>

補償対象範囲

- 産科医療補償制度では、「**補償対象基準**」「**除外基準**」「**重症度基準**」のすべてを満たす場合、補償対象となります。
- 補償対象基準は児の出生した年により異なりますので、ご注意ください。なお、除外基準および重症度基準については出生年による相違はありません。

	2015年から2021年までに出生した児	2022年以降に出生した児
1. 補償対象基準	【一般審査の基準】 出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上	在胎週数28週以上
	【個別審査の基準】 在胎週数が28週以上であり、かつ、次の(一)又は(二)に該当すること (一)低酸素状況が持続して臍帯動脈血中の代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見が認められる場合(pH値が7.1未満) (二)低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破裂、子癇、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群等によって起こり、引き続き、次のイからチまでのいずれかの所見が認められる場合 イ 突発性で持続する徐脈 ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈 ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈 ニ 心拍数基線細変動の消失 ホ 心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈 ヘ サイナソイダルパターン ト アプガースコア1分値が3点以下 チ 生後1時間以内の児の血液ガス分析値(pH値が7.0未満)	
2. 除外基準	先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること	
3. 重症度基準	身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺であること	

産科医療補償制度 改定の経緯

産科医療補償制度は2009年に創設され、これまで2015年に制度改定が行われていますが、2018年7月に開催された運営委員会において、補償対象基準については、「個別審査では約50%が補償対象外となっている」「同じような病態でも補償対象と対象外に分かれることがあり不公平感が生じている」「医学的に不合理な点があり、周産期医療の現場の実態に即していない」等の課題が指摘され、運営委員会委員長より「補償対象基準の見直しに関する要望書」が厚生労働省に提出されました。

こうした状況を受け、厚生労働省より、事務連絡「産科医療補償制度の見直しに関する検討について」が発出されました。この事務連絡の中で、まずは、評価機構において医療関係団体、患者団体、保険者等の関係者の意見を聴取し、制度のあり方に関する検討を進め、その結果を報告することが求められたことから、医療関係団体、患者団体、保険者等の関係者からなる「産科医療補償制度の見直しに関する検討会」（座長：前一般財団法人日本公益活動連携機構専務理事の柴田雅人氏）を設置しました。

2020年9月から4回にわたり制度の運用方法、補償対象者数の推計、保険料の水準、掛金、補償対象基準、財源のあり方、補償水準等について検証・検討が行われ、「産科医療補償制度の見直しに関する報告書」が取りまとめられ、12月4日に厚生労働省に提出されました。

2020年12月に開催された厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において産科医療補償制度の見直しの議論が行われ、2022年1月以降に出生した児より、「補償対象基準」については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」が基準となり、また1分娩あたりの掛金は1.2万円となることが了承されました。

妊産婦の
皆様へ

産科医療補償制度

もし、自分の子どもが **重度脳性まひ** になったら

**補償される制度に
登録してありますか？**



Q. どんな制度？ 出生したお子様が **重度脳性まひ** になって要件を満たした場合

MERIT
01

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 **3,000** 万円 支給

(準備一時金 600 万円 + 補償分割金 2,400 万円 <年間120万円×20回>)

MERIT
02

専門家が原因分析し、
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT
03

産科医療の質の向上により
安心して出産できる
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立っています

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

☎ 詳細は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間: 午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

妊産婦の
皆様へ

産科医療補償制度

もし、自分の子どもが**重度脳性まひ**になったら**補償される制度に
登録していますか？**Q. どんな制度？ 出生したお子様が**重度脳性まひ**になって要件を満たした場合MERIT
01重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。総額 **3,000** 万円 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

MERIT
02専門家が原因分析し、
報告書をお届けします

原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT
03産科医療の質の向上により
安心して出産できる
環境につながります

医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立っています

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q. 脳性まひになるか分からないし、登録しなくてもいい？日本のお産の**ほぼ100%**が登録されています制度に加入している分娩機関でお産をする妊産婦は**すべてこの制度の対象となり、登録が必要です。**

Q. どうやって登録するの？

制度に加入している
分娩機関であれば、
登録証が配布されます。

登録証にご記入の上、分娩機関を通して
ご提出ください。
控えは出産後5年間、大切に保管ください。



登録証

Q. 出産予定の分娩機関が制度に 加入しているかわからない…

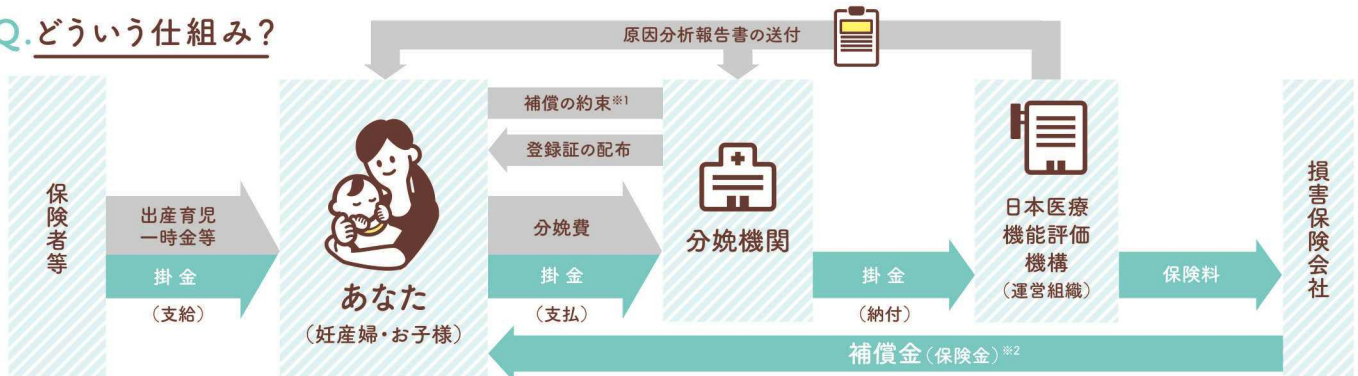
全国の分娩機関
制度加入率

99.9%

右の二次元コードから、制度に加入している
分娩機関を検索できます。



Q. どういう仕組み？



※1: 運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。

※2: 運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が分娩機関の代わりに保険会社に保険金を請求し、補償金として支払われます。

●この制度は分娩機関が加入する制度です。加入分娩機関で出産された場合(22週以降の分娩)には、保険者から支給される出産育児一時金等に掛金相当額が加算されます。補償に向けた掛金は分娩機関が納付します。

Q. 補償対象となる条件は？

下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 32週以上 で 出生体重 1,400g以上
または
在胎週数 28週以上 で 所定の低酸素状況の要件を満たしている

② 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数 28週以上
2022年
制度改正
出生体重にかかわらず対象となります。

補償申請期間は？

満1歳の誕生日～
満5歳の誕生日まで

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ ※3

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ ※4

※3: 補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※4: 先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

極めて重症で診断が可能な場合は、生後6ヶ月から補償申請を行うことができます。

Q. 補償対象か迷った場合は？

まずは、**出産した分娩機関にお問い合わせください。**



お問い合わせ先

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間: 午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

重度脳性まひの

お子様・ご家族の
皆様へ



産科医療補償制度の申請期限は

満1歳の誕生日～

満5歳の

誕生日までです

2022年
制度改正

補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は？ 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 32週以上 で 出生体重 1,400g以上
または
在胎週数 28週以上 で 所定の低酸素状況の要件を満たしている

② 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数 28週以上
出生体重にかかわらず対象となります。

2022年
制度改正

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ^{※1}

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ^{※2}

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

☎ 詳細は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間:午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

重度脳性まひの

お子様・ご家族の
皆様へ

産科医療補償制度の申請期限は

満1歳の誕生日～
満5歳の
誕生日までです

2022年
制度改正

補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は？ 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 32週以上 で 出生体重 1,400g以上
または
在胎週数 28週以上 で 所定の低酸素状況の
要件を満たしている

② 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数 28週以上
出生体重にかかわらず対象となります。

2022年
制度改正② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ^{※1}③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ^{※2}

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

☎ 詳細は、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター

0120-330-637

受付時間:午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

産科医療

検索

公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Careこのマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

Q.産科医療補償制度ってどんな制度？

出生したお子様が**重度脳性まひ**になって要件を満たした場合

MERIT
01

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 **3,000**万円 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

MERIT
02

専門家が原因分析し、
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT
03

産科医療の質の向上により

安心して出産できる
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立っています

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q.どの程度の重度脳性まひが対象となるのですか？

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひとは、以下のいずれかを満たすような場合です。

01 下肢・体幹運動

将来実用的な歩行が不可能と考えられる場合

実用的な歩行とは？

装具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状態で、立ち上がって、立位保持ができ、10メートル以上つかまらずに歩行し、さらに静止することを全てひとりでできる状態

02 上肢運動

一上肢のみ

障害側の**基本的な機能が全廃**

両上肢

脳性まひによる**運動機能障害により、食事摂取動作が一人では困難でかなりの介助を要する**

03 下肢・体幹および上肢運動の総合的判断

障害側の**一上肢に著しい障害** ⊕ 障害側の**一下肢に著しい障害**

それぞれ単独では基準を満たしていないときでも、下肢と上肢の両方に著しい障害(片まひ等)がある場合、総合的な判断により基準を満たすことがあります。

上記はあくまで目安となりますので、判断が難しい場合はお問い合わせください。

補償対象か迷った場合は？

まずは、**出産した分娩機関にお問い合わせください。**

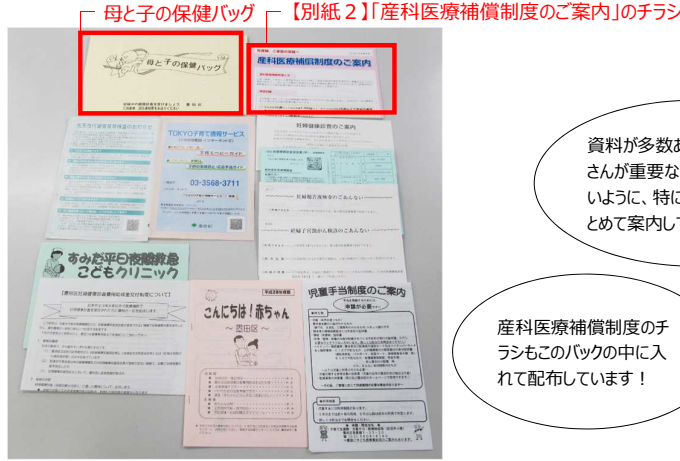


制度周知に関する市区町村の取組事例(チラシの配布)

産科医療補償制度ニュース第4号(2017年4月1日発行)より抜粋

取組事例①(母子健康手帳配布時の工夫)

- 妊娠届を提出した妊婦に「母子健康手帳」をお渡しする際、特に詳しく説明する資料を「母と子の保健バッグ」に入れて配布しています。



資料が多数あるため、妊産婦さんが重要な書類を見逃さないように、特に重要な書類をまとめて案内しています。

産科医療補償制度のチラシもこのバッグの中に入れて配布しています！



区役所の担当者

本制度の周知について、東京都墨田区役所様が取組まれている事例をご紹介します。



取組事例②(訪問看護師に対する本制度の周知)

- 「墨田区訪問看護ステーション連絡会」において、在宅の脳性麻痺児と接する機会がある訪問看護師を対象に、『産科医療補償制度』に関する説明を行いました。

連絡会でチラシなどを用いた説明を受けたことで、産科医療補償制度について、理解が深まりました。



訪問看護ステーションの看護師



訪問時に制度の専用コールセンターも紹介するようにしています。

チラシ等が追加で必要な場合は、本制度コールセンターまでお問い合わせください。(随時無料にて送付)

制度周知に関する市区町村の取組事例(ホームページ)

産科医療補償制度ニュース第6号(2019年4月1日発行)より抜粋

取組事例①本制度の概要を直接掲載しているホームページ

(愛知県豊橋市)



ポイント



補償内容や補償申請可能な期間など、重要な情報が一覧でわかります。このページを読めば「制度の概要」がつかめます。

公的な性格が強い制度なので、自治体のホームページに掲載しても違和感なく、馴染みました。



自治体の担当者

取組事例②本制度のチラシ等を添付しているホームページ

(富山県富山市)

産科医療補償制度について

産科医療補償制度は、分娩に関連し発症した重度脳性麻痺児とご家族の経済的負担を速やかに補償するものです。本制度の補償申請期限はお子様の満5歳の誕生日までとなっております。

※詳細は下記問い合わせ先にご照会いただき、産科医療補償制度ホームページをご参照ください。

関連ファイル
脳性まひのお子様とご家族の皆様へ (1,711kbyte)

関連リンク
産科医療補償制度ホームページ(外部リンク)



ポイント



ホームページ上のスペースが取れない場合は添付ファイルやリンクを活用する方法もあります。

【別紙3】「重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ 産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです」

ホームページ掲載のひな型は、運営組織にてご用意しております。ご入用の場合は本制度コールセンターまでお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度
チラシ・ポスターに関する調査票

送信先FAX番号

03-5217-2334

○事務連絡「2022年1月 産科医療補償制度の改定に伴う周知について」(厚生労働省医政局総務課医療安全推進室)に基づき、周知に係る1年間に必要なチラシ・ポスターの部数について、ご報告をお願いいたします。

担当者			
自治体名			
部・局名			
課名			
係名		担当者名	
電話番号	-	FAX番号	-
メールアドレス	@		

郵便番号	-	都道府県	
ご住所 (市区町村・番地)			

請求帳票			
別添	帳票名	備考	部数
1	制度案内ポスター	妊産婦の皆様へ (母子保健担当課)	
2	制度案内チラシ		部
3	申請期限満5歳ポスター	重度脳性まひのお子様・ ご家族の皆様へ (障害福祉担当課)	
4	申請期限満5歳チラシ		部

※別添1～4は「2022年1月 産科医療補償制度の改定に伴う周知について」(厚生労働省医政局総務課医療安全推進室事務連絡 令和3年2月17日)をご参照ください。

[お問い合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)